

○中井町都市計画審議会条例

昭和44年9月30日

条例第23号

改正 昭和49年3月20日条例第4号
平成6年3月23日条例第1号
平成7年3月20日条例第5号
平成11年3月29日条例第14号
平成12年3月27日条例第6号
平成13年3月27日条例第14号
平成14年3月25日条例第10号
平成19年12月18日条例第16号
令和3年3月15日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第3項の規定に基づき、中井町都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、中井町都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき町長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 5人
- (2) 町議会の議員 2人
- (3) 関係行政機関の職員 2人

2 前項第1号につき任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 審議会に特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は町長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し可否同数のときは会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に審議会の庶務を処理するため幹事若干人を置く。

2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、まち整備課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年条例第4号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年条例第1号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年条例第5号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年条例第14号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第6号)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成13年条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第10号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第16号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第3号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。